

「長野市版都市内分権」 10年の総括と今後の方向性

令和2年11月

**長野市地域・市民生活部
地域活動支援課**

目次

1	導入	
(1)	はじめに	1
(2)	都市内分権とは	1
(3)	都市内分権の推進に至った経緯	2
2	これまでの都市内分権の振り返り	
(1)	都市内分権の推進に至る検討経過	3
(2)	第一期都市内分権推進計画	3
(3)	協働のパートナー	4
(4)	第二期都市内分権推進計画	4
(5)	第三期都市内分権推進計画	5
3	この10年で見えてきた課題	
(1)	将来の人口推計	8
(2)	住民自治協議会への訪問で見えてきた課題	8
(3)	住民自治協議会へのアンケート調査で見えてきた課題	9
4	10年の総括と今後の方向性	
(1)	10年の総括	13
(2)	「新しい生活様式」への対応	14
(3)	今後の都市内分権の方向性	15

1 導入

(1) はじめに

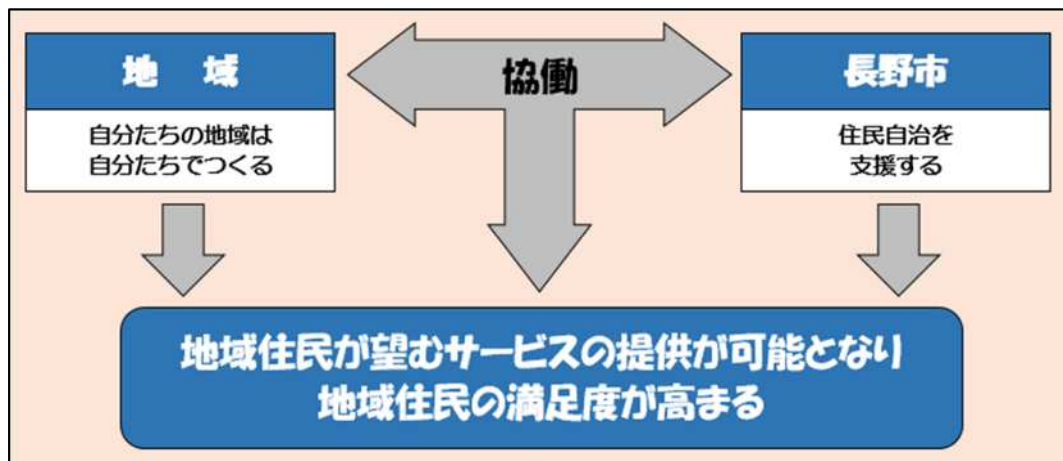
長野市は、明治30年の市制施行によって、県内で初めての市（現在の第一から第五地区の範囲）として誕生した。その後、大正12年7月には隣接の1町3か村を編入合併、昭和29年4月には隣接の10か村を編入合併、さらには昭和41年10月には2市3町3か村の大合併によって、面積404平方キロメートル、人口27万人の都市となった。

平成17年1月には豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村を、平成22年1月には信州新町及び中条村を編入合併し、新しい長野市がスタートした。明治30年市制施行当時の面積9平方キロメートル、人口3万人足らずの小都市に過ぎなかった長野市は、現在、面積835平方キロメートル、人口38万人弱の都市へと発展してきた。

これまで長野市において合併してきた各市町村が、現在の「地区」を形成しており、これが長野市の都市内分権の基本的な枠組みとなっている。都市内分権の活動の基礎となる住民自治協議会が平成21年度末までに市内32地区すべてに設立されて以来、10年の年月が経過している。本市における人口は減少傾向に入っており、より一層少子・高齢化の進行が見込まれる。

(2) 都市内分権とは

長野市が推進する「都市内分権」とは、地域住民と市が、自分でできることは自分で（自助）、自分だけでできないことは地域で（共助）、地域でできないことは行政で（公助）行う、という補完性の原理に基づいて適切に役割分担を行った上で、地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って活動し、その活動を市が積極的に支援していく仕組みのことをいう。



各地区の住民自治協議会と市は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働する関係にあるということが、平成21年3月に制定した「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」において規定されている。

(3) 都市内分権の推進に至った経緯

長野市では、以前は公平性・公正性の確保という観点から全市画一的な施策を行ってきた。しかし、実態としては、市街地地域・市街地周辺地域・中山間地域はもとより、各地区にはそれぞれの地域特性があり、住民ニーズも地域により異なっている面があった。

こうした地域の住民ニーズや特性を十分尊重した施策が求められている中、市としては、地域の個性や声を生かしながら、地域の実態に即したまちづくりを行っていくことが必要であると考えた。そのためには、それぞれの地域住民が本当に求めているものを明確にするとともに、一人ひとりが地域を支え、自らの住む地域は自らで創造していくという観点から「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識で地域づくりに取り組んでもらう必要があった。

そうしたことから、市としては、「都市内分権」のシステムを構築することが必要と考え、推進していくこととなった。

2 これまでの都市内分権の振り返り

(1) 都市内分権の推進に至る検討経過

長野市版都市内分権については、平成 15 年 1 月から、市職員によるプロジェクトチームが調査・研究を始め、市民意見や庁内意見を踏まえ、平成 16 年 12 月に「長野市都市内分権調査・研究報告書」を公表した。

その後、市民に理解してもらうために、地区団体長説明会や市民会議などを開催し、様々な意見をもらった。さらに、平成 17 年 5 月に長野市都市内分権審議会に諮問し、活発に議論いただき、平成 18 年 1 月に「都市内分権についての答申」があった。この答申に基づき、都市内分権推進計画を策定することとなった。

(2) 第一期都市内分権推進計画

ア 計画期間

平成 18 年度から平成 21 年度

イ キャッチフレーズ

「市民とともに歩む新たなまちづくりを目指して」

ウ 計画の主眼

(ア) 都市内分権の必要性への理解（平成 18 年「都市内分権元年」）

(イ) 各地区での住民自治協議会の設置及び支援体制の整備

エ 主な取組実績

(ア) 住民自治協議会の設置促進

住民自治協議会は、平成 20 年度末までに全地区で設立された（信州新町及び中条地区：平成 21 年度末）。

(イ) 住民自治協議会への支援体制整備

平成 18 年度には支所長等を地区活動支援担当に任命し、また、平成 19 年度に 4 連絡所（芹田、古牧、三輪、吉田）を支所とすることで、住民のまちづくり活動に対する支援体制が整った。

(ウ) 各種団体に関する見直し

住民自治協議会の活動が活発に行えるとともに、役員等の負担軽減を図るため、各種団体の「組織」、「活動」及び「資金」について一体的な見直しを行った。

「組織」の見直しとしては、平成 21 年度にこれまでであった 9 団体の連合組織及び 10 の委嘱制度を廃止した。「活動」の見直しとしては、これまで各種団体が担ってきた事務を、全地区一律に実施する 22 の「必須事務」と、地域の実情に応じて実施する 38 の「選択事務」に分類し

た。また、「資金」の見直しとしては、新たな補助制度の財源とすることを目的に、これまで各種団体へ交付してきた11の補助金を廃止した。

(エ) 地域総合事務所構想

当面の間は、支所等の支援のもと、住民自治協議会を中心とした住民自治活動の推進を図ることとした。

(オ) 自治基本条例の制定

住民自治に関する法整備の考え方としては、住民自治協議会による住民自治を進める中で、その都度、市民との協議を経て、必要となる事項について条例化等することを検討し、将来、その集大成として「自治基本条例」として整備することとした。

(3) 協働のパートナー

委嘱制度の廃止に伴い、主に委嘱を受けていた役員等の活動に支障が生じる懸念があることから、住民自治協議会と市の関係を明らかにすることを一つの目的として、平成21年3月に「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」を制定した。これに基づき、平成21年4月には「住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定」を各地区住民自治協議会と締結し、住民自治協議会は市と協働のパートナーであることを明らかにした。

(4) 第二期都市内分権推進計画

ア 計画期間

平成22年度～平成26年度

イ キャッチフレーズ

「真の住民自治の確立を目指して」

ウ 計画の主眼

(ア) 全地区で設立した住民自治協議会の“活動”を側面的に支援

(イ) 都市内分権のための新たな仕組みづくりの推進

エ 主な取組実績

(ア) 基本的な取組

住民自治協議会の活動は、平成22年度の本格的な活動開始から5年が経過し、定着しつつあるとした。

(イ) 住民自治協議会の活動支援

地区活動支援担当が住民自治協議会事務局長と連携し、行政と住民自治協議会との協働によるまちづくりを推進する体制を再構築することができた。

また、平成22年度には、住民自治協議会を対象とした3つの財政支

援策を創設した。そのうち、地域いきいき運営交付金は、廃止した各種団体への補助金を財源としており、用途を限定せず一括して交付することで、住民自治協議会が地区の実情に応じた活動を柔軟に行うことができるようになった。

(ウ) 新たな仕組みづくりの検討

地域総合事務所構想及び自治基本条例については、将来において必要に応じた検討をすることとした。

(5) 第三期都市内分権推進計画

ア 計画期間

平成 27 年度から平成 31（令和元）年度

イ キャッチフレーズ

「持続可能な住民活動の定着を目指して」

ウ 計画の主眼

(ア) 住民自治協議会と市との協働したまちづくりのさらなる推進

(イ) 住民自治協議会の活動を持続可能な住民活動として定着させること

エ 主な取組実績

(ア) 住民自治協議会など地域での活動に対する市の支援

a 地域を支援する体制の整備

(a) 支所長権限の強化と支所機能の充実

平成 26 年度に創設された「支所発地域力向上支援金事業」による支援を行った。また、平成 29 年度には 2 支所（戸隠及び中条）へ産業振興事務所を、4 支所（篠ノ井、豊野、鬼無里及び信州新町）へ土木事務所を設置した。

(b) 住民自治協議会の活動拠点の整備

平成 28 年度に更北支所、また令和元年度に篠ノ井総合市民センター及び芹田総合市民センターが竣工し、これらの建て替えに際し、支所庁舎内に住民自治協議会の専用スペースを設置した。

(c) 住民自治協議会活動の周知

毎年度、広報ながのに住民自治協議会の特集ページを設け、住民自治協議会の特色ある地区活動について紹介してきた。

また、令和 2 年 8 月現在、7 割を超える 23 地区の住民自治協議会が独自ホームページを立ち上げており、長野市公式ホームページからもアクセスできるようにしている。独自のホームページが無い住民自治協議会においても、長野市公式ホームページ内の各支所ページに広報紙等の各種情報を掲載する等の支援を行ってき

た。

なお、地区独自の広報紙は、多くの住民自治協議会で作成しており、地区内への活動の周知を行ってきた。

(d) まちづくり計画などの策定

これまで、支所長を中心に相談や情報提供等の必要な支援を行う中で、令和2年9月現在、「地区まちづくり計画」は13地区で策定され、また「地区地域福祉活動計画」は全32地区で策定や見直しが行われた。

b 住民自治協議会への財政支援

以下の財政支援を実施してきた。

- (a) 地域いきいき運営交付金
- (b) 住民自治協議会自立支援補助金
- (c) 地域やる気支援補助金
- (d) やまざと支援交付金
- (e) 地区住民自治活動保険料助成金

c 財政支援策の見直し

平成22年度に本交付金を創設して以来、各住民自治協議会の活動が活発になってくるに当たり、その活動を支える事務局の仕事量の増加に伴う要望に応えるため、平成27年度から活動費補正額として総額3,000万円を追加した。また、同じ平成27年度に、運営及び活動に係る事務を統括している事務局長の雇用に要する経費として各地区120万円の「住民自治協議会自立支援補助金」を、さらには住民自治協議会が加入する地区住民自治活動保険の保険料に要する経費の一部を助成する「地区住民自治活動保険料助成金」を地域いきいき運営交付金に統合した。

(イ) 住民自治協議会の活動を継続させていくための取組

a 組織の効率化や活動内容の見直し支援

区長の位置付けに関しては、平成22年度に制定した「長野市行政連絡区に関する規則」において、行政連絡区の代表者としての「区長」という呼称が無かったため、区長の位置付けが不明確で、区長の各種活動に支障をきたしていた。検討を重ねた結果、平成28年度に同規則を改正し、行政連絡区の代表者を「区長」と呼称し、区長の位置付けを規則上で明確にした。

一方で、住民自治協議会の負担軽減に向けた依頼事務等の見直しに係る取り組みは行ってこなかったことから、今後、必須・選択事務や依頼事務の見直し、また人的・財政的支援についても併せて検討していく

必要がある。

b 支所・地域への市設置機関・住民自治協議会の連携

地区活動支援担当である支所長が、日常的に各地区住民自治協議会と事務事業を進める上での相談や協働について、個別に意思疎通を図ってきた。

c 住民自治協議会相互の交流・連携

13 の中山間地域と中山間地域以外の地域との交流を支援することによって、住民同士が相互の地域特性を知るきっかけを作り、互いの地域が活性化することを目的として、平成 27 年度から平成 30 年度（平成 27 年度は試行）において「地域間交流事業補助金」を実施した。同事業を通じ、相互地域の理解促進や交流のきっかけづくりとなった。

d 自主財源の確保に向けた取組

福祉バザー等によって、独自に自主財源を確保している地区もあり、市は支所長を中心に、必要に応じた相談等による支援を行ってきた。

e 住民自治協議会と市の相互理解の推進

毎年度、市内 32 地区すべての住民自治協議会を個別に訪問し、各地区が力を入れて取り組んでいる活動であったり、日々の活動を行っている中で感じている困りごと等について、忌憚のない意見を伺いながら率直な意見交換を行ってきた。また、「ながの未来トーク」や「ようこそ市長室へ」等の機会を利用し、相互理解の促進に努めてきた。

(ウ) 市民理解の促進及び市職員の意識改革の推進

a 市民理解の促進

住民自治協議会独自のホームページや広報紙を作成したり、毎年度、広報ながのに住民自治協議会の特集ページを設け、子どもから高齢者まで多世代が交流する事業やイベント等、住民自治協議会の特色ある地区活動について紹介することによって、地区内外への活動の周知を行ってきた。

なお、地区独自の広報紙は、多くの住民自治協議会で作成している。

b 市職員の継続的意識改革の推進

都市内分権に係る職員研修や、地域づくりのコーディネート能力を有する職員の育成に特化した取り組みは行ってこなかった。しかしながら、全地区の住民自治協議会への訪問等において、市職員が都市内分権や住民自治協議会のあり方を理解してほしいといった声が出ていることから、今後、市職員の更なる意識の醸成を図っていく必要がある。

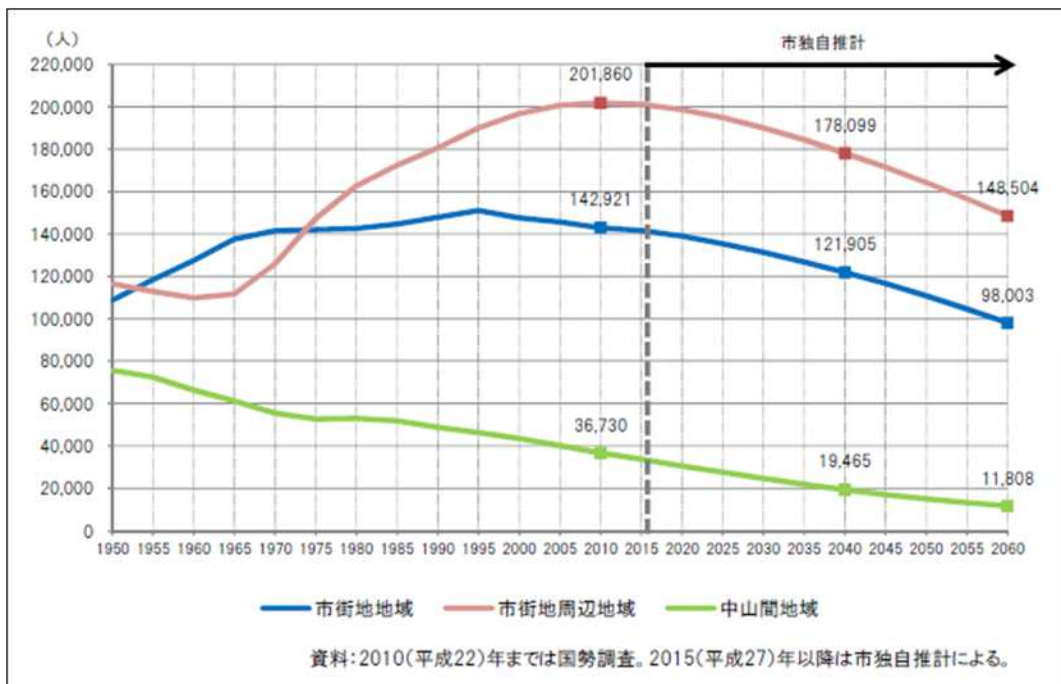
3 この10年で見えてきた課題

(1) 将来の人口推計

これまでにない人口減少、高齢化にどう対応していくか、日本全体の課題であり、経験したことのない状況となっている。

平成28年2月策定の「長野市人口ビジョン」において、市街地地域、市街地周辺地域及び中山間地域の3地域別に、将来人口を市独自推計を用いて推計したものが以下の図のとおりである。これによれば、2010年と2060年を比較すると、市全体としては約32%減少すると推計されている。ちなみに、地域別の内訳としては、市街地地域は約31%の減少、市街地周辺地域は約26%の減少、中山間地域は約68%の減少になると推計されている。

【地域別人口の推移と将来推計】



現状、多くの地域からは「地域役員の担い手がいない。」といった声が上がっているが、この推計からもわかるように、定年延長による役員の高齢化や後継者不足によって、将来は今以上に人材確保が難しい状況になり、特に中山間地域ではその傾向が顕著になることが想定される。

(2) 住民自治協議会への訪問で見えてきた課題

毎年度、市内32地区すべての住民自治協議会を個別に訪問し、各地区が力を入れて取り組んでいる活動であったり、日々の活動を行っている中で

感じている困りごと等、日頃の運営に関する忌憚のないご意見を伺いながら、会長や事務局長と率直な意見交換を行っている。今年度においても6月から7月にかけて全32地区を個別に訪問した中で、多くの住民自治協議会が感じている主な課題には次のような内容があった。

ア 人材面

人材面としては「雇用延長や高齢化によって地域の役員の担い手が不足している」「民生委員・児童委員や人権擁護委員、また事務局長や地域福祉ワーカーの選出は毎回とても苦勞し、なり手も後継者もない」といった声が聞かれた。

イ 事務面

事務面としては「必須・選択事務の見直しをしてほしい」「住民自治協議会の仕事が増えている気がするし、事務局はどこも大変と言っている」といった声が聞かれた。

ウ 資金面

資金面としては「事務局負担が増大しているため、地域いきいき運営交付金の人件費を増額してほしい」といった声が聞かれた。

エ 組織面

組織面としては「住民自治協議会の設立から10年が経過したので、この10年を振り返って総括してほしい」「市街地地域と中山間地域との地域性を一律ではなく分けて考えてほしい」といった声が聞かれた。

オ その他

その他、福祉に関しては「市や市社会福祉協議会からの依頼内容のハードルが高い。様々な書類を出すようにと言われ事務処理が大変である」「地域福祉ワーカーは仕事が忙し過ぎて悲鳴を上げている。報告事務が多過ぎて本来の仕事ができない」といった切実な声もあった。

(3) 住民自治協議会へのアンケート調査で見えてきた課題

各住民自治協議会がどのような活動に負担を感じ、地域いきいき運営交付金がどのような場面で不足しているのか、また組織や活動等の運営状況や地域ごとに異なる特有の事情について、令和元年10月に全32地区住民自治協議会を対象としたアンケート調査を実施し、長沼及び豊野の2地区を除く全30地区から回答をもらった。

ア 必須事務の負担感

必須事務（計19事務）のうち、各住民自治協議会が最も負担を感じている事務は、「必須事務02 民生委員・児童委員候補者の推薦」であった。各住民自治協議会の訴えは切実で、高齢化や定年延長により地区で適任

者がいないと区長が兼務しているという実態もあった。また、適任者の要件、年齢規定及び業務の内容が複雑化していることも、適任者の選任を困難にしている状況がうかがえる。

民生委員・児童委員制度については国の制度で、厚生労働大臣からの委嘱であることから、制度そのものの改変は難しいと考えられるが、人選方法等については研究する必要がある。

イ 選択事務の負担感

選択事務（計 30 事務）のうち、各住民自治協議会が特に負担を感じている事務は、「選択事務 13」「選択事務 14」「選択事務 15」「選択事務 16」の福祉に関する事務であった。福祉の負担感については、住民自治協議会への訪問などの折に触れて多くの地区から意見として出ているが、今回のアンケートでも同様の結果となった。負担感については、地域の担い手不足、地域福祉ワーカー、予算不足といった内容に大別できる。

地域の担い手不足については、地域に人材はいたとしても、定年延長などによって 65 歳を過ぎても就労している状況から地域の担い手が確保できない等、市街地地域、中山間地域とも同じ悩みを抱えている状況がうかがえる。

また、地域福祉ワーカーの負担については、地域の人材不足の影響もあって地域福祉ワーカーが計画した活動への協力者自体が少なく負担が増していることや、介護保険制度の改正によって地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターの役割が加わり、専門性が増したことからの負担と、福祉関係の補助金申請など市へ提出する書類の作成など事務作業の負担が増している。

予算不足については、福祉に係る補助金には上限があるため、活動を活発にすればするほど資金の持ち出しが多くなるといった状況が生じている。

福祉をはじめとした各選択事務については、その必要性を検証した上で、人材の確保に向けた取り組みを市においても検討するとともに、個々の事業での負担感を少しでも解消するよう事務処理方法や提出書類の見直しを行い、その負担感の払拭に努めていかねばならない。

ウ 地区へ個別に委員推薦を依頼する事務の負担感

この事務（計 13 事務）のうち、各住民自治協議会が特に負担を感じている事務は、「01 人権擁護委員候補者の推薦」と「10 保護司に係る地区内申委員会または保護司候補者検討協議会委員の推薦」であった。

どちらの委員推薦も法律（人権擁護委員法、保護司法）に基づき委員定数が決められているもので、法務大臣から委嘱される委員で、長野市にも

委員候補の推薦依頼があるものである。長野市では住民自治協議会へ推薦依頼をすることによって、適任候補者の選出が見込めると考えている。しかし、近年の少子高齢化や定年延長等から、「適任者が見つからない」「高齢化でなり手がいない」など負担が大きいと感じている地区が半数以上を占めていた。また、これらの委員は職務の特殊性からも適任者の選出に大きな負担感があると思われる。

エ 労務管理全般を通じた課題

役員の担い手不足については、高齢化が進行して担い手がいない地区、役員は大変というイメージから人口の多い地区でも担い手が見つからない、定年延長で就労しているなど、地域を問わずこの課題を抱えていることがうかがえる。住民自治協議会を訪問する中では、組織の見直しを図っている、事業を見直しているといった、役員に負担がかからないよう工夫されている事例もあったが、住民相互のつながりや地域住民が楽しみにしている事業を簡単にやめることはできないといった意見もある。役員の負担軽減と併せて、地区における人材の発掘、活用等今後も引き続き検討していかなければならない。

事務局職員の担い手不足については、事務局の運営とともに、事務局職員に関する待遇も含め人件費に係る課題が多かった。

事務局長の人件費相当額 120 万円は、当初事務局長の勤務形態を週 5 日・半日勤務の設定で積算している。しかし、住民自治協議会が地域の受け皿となったことによって、市から必須・選択事務以外の様々な事務が地域に依頼されるほかに、地域内のことも事務局に持ち込まれる、地域外からも様々な問い合わせや依頼事項が舞い込むなど、週 5 日・半日勤務では追い付かない状況となっている実態がうかがえる。各事務局の職員体制の調査において、事務局長の勤務形態で週 5 日・半日勤務という回答であっても、住民自治協議会への訪問の中で勤務実態を伺うと、実際は夕方まで業務を行っている、夜の会議に出席している、土日はイベントで出勤している等、勤務条件以上の業務遂行がなされている状況にあった。

また、住民自治協議会には 1 事業所として労働基準法など各種労働法規が適用されるので、事務局の業務に事務局職員の労務管理が加わった。マイナンバーカード制度、所得税源泉徴収、住民税特別徴収、労働保険料年度更新事務、勤務時間・休暇・休日など勤怠管理等、これらについても雇用が発生している以上、民間企業並みに労務管理を行わなければならない。人事・総務などの業務に携わった経験がなければ、労務管理は負担感の大きい業務であり、社会保険労務士や労働争議の対応も視野に専門家の雇用を検討する必要もあると言える。

市としては、地域いきいき運営交付金の中で人件費に対する基準額を提示していることから、各住民自治協議会の事務局長及び事務局職員にはその基準額の中での対応とご努力をいただいているが、業務量がそれを上回っている状況にあり、少なくとも法律上問題のない人件費が賄われる財政支援の強化が必要と考える。

事務局の運営について日頃感じていることのご意見の中で、事務局の創意工夫や労務管理についての意見交換会や研修会の実施についての提案もあった。住民自治協議会を訪問する中でも、多くの住民自治協議会から同様の意見もあったことから、実施に向けて検討していく。

オ 地域いきいき運営交付金の交付額について

地域いきいき運営交付金は、必須事務に要する経費を含め、用途を地域住民が決定することで地域課題の解決を主体とした活力ある地域づくりに資することを目的として交付しているものである。平成18年度当時に各種団体へ交付していた補助金等をまとめてそれを財源とし、毎年度実施する世帯数調査に応じて、前年度交付額の2分の1を固定費、残りの2分の1に前年度からの世帯数増減率を乗じた額を変動費とし、そこに活動補正額、事務局長人件費、事務局職員人件費を加算した額を交付金額と定め、各地区に交付している。

今回のアンケートにおいて、各地区に交付している地域いきいき運営交付金が足りているか、不足しているかの2択で聞いたところ、80%に当たる24地区が不足しているとの回答であった。

地域いきいき運営交付金は、地域の活動を支える交付金である。住民自治協議会が必須事務の実施及びその他自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取り組みに対し、市は必要な支援を行うことを責務とすることから鑑みると、住民自治協議会が効果的に活動できるよう継続して財政的支援を行っていくことは、市に課せられた課題として認識するところである。

4 10年の総括と今後の方向性

(1) 10年の総括

市内全32地区に住民自治協議会が設立されて10年が経過した。この10年間、市としては、地区活動支援担当である支所長を中心とした“人的支援”、住民自治協議会の活動拠点となる事務局の事務スペースを支所内などに整備するといった“物的支援”、そして地域いきいき運営交付金をはじめとした“財政支援”といった、協働のパートナーである住民自治協議会が行う活動を側面的に支援してきた。

こうした中、各地区の住民自治協議会による取り組みは、地域に根差した活動として、また継続的、自立的な活動として定着してきており、住民自治協議会は、この10年で名実ともに地区を代表する組織となった。また、地域住民は、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って活動しながら、地域のまちづくりをこれまで進めてきたものと考えている。

一例として、昨年10月の令和元年東日本台風災害における各住民自治協議会の対応では、被災地区においては発災前から住民自治協議会に災害対策本部を設置し、地域住民の安全確保を最優先に活動されていたり、また、被災を免れた地区においても、各住民自治協議会による炊き出しや募金活動、仮設住宅に入居される住民への対応など様々な活動を実施されていた。これらの対応は、まさに共助の実例であり、都市内分権の取り組みの成果が大きく発揮された事例の一つであると考えられる。

一方で、住民自治協議会が地区を代表する組織となったことで、住民自治協議会への依頼事務が増えていること、また人口減少や高齢化、定年延長等の社会情勢の変化による事業運営の難しさや地区役員の担い手不足につながっていること等、住民自治協議会の負担感が大きいことなどが深刻化しており、多くの住民自治協議会に共通した課題として浮き彫りとなっている。併せて、協働事業の内、福祉分野など専門性が求められる事業の負担感が増しているという声も聞かれる。また一部では、住民自治協議会の活動内容等が住民に浸透していないといった声も聞かれている。

市としては、日常的な活動として、地域活動支援課及び各支所が窓口となって各地区の住民自治協議会と事務事業を進める上での相談や協働について、個別に意思疎通を図っている。加えて、毎年度、市内全32地区の住民自治協議会を個別に訪問する中では、人口減少や高齢化による共通課題から、それぞれ異なる組織や体制等から生じる独自課題まで、日頃の運営に関する忌憚のない率直な意見を会長や事務局長からいただいている。また、共通する課題や疑問点を補完する機能としては、市内全32地区の住民自治協

議会で組織する住民自治連絡協議会の代表理事会、理事会及びブロック会議等においても、住民自治協議会相互に抱える課題等に関する意見交換の場を設けている。

今後も、住民自治協議会との意思疎通は大変重要であると考えていることから、各地区の独自性に配慮しながら、引き続き様々な機会を捉えて積極的な情報交換を図っていききたいと考えている。

併せて、市としては、今後も住民自治協議会の活動を持続可能な住民活動としていくため、協定に基づき実施してもらっている必須・選択事務の見直しについて検討していく必要がある。また、人口減少や高齢化に伴う時代の変化に対応した住民自治協議会の組織の効率化や活動の見直しなどを柔軟に行うことも必要であり、引き続き住民自治協議会と課題を共有しながら、住民自治協議会の活動が地域の個性やそれぞれの実態に即したまちづくりが行えるよう、地区活動支援担当である支所長を中心に関係部局と連携し、市全体で支援していききたい。

(2) 「新しい生活様式」への対応

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、各住民自治協議会の活動にも多大な影響をもたらしている。今年度の各住民自治協議会における各種事業は、その多くが中止や延期、又は縮小されており、各住民自治協議会の役員の方々はその対応に非常に苦慮されている。

そのような状況の中、各住民自治協議会では、「新しい生活様式」による「3つの密」を避けるため、総会や部会等の会議を書面表決に変更したり、防災訓練についても今までの一般的な集合訓練から、図上訓練や情報伝達訓練に変更する等、地区ごとに独自の対策を講じて実施されている。

このように、各住民自治協議会が自らの発案の下で「新しい生活様式」に応じた各種活動を行うということが、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という「都市内分権」のさらなる醸成につながっていくものと考えている。

ある地区では、各区長にタブレット端末を貸与し、資料等のデータを随時情報共有することによって、一同に会した会議の時間短縮といった効率化を図る計画を進めている。また、ある地区では、感染リスクを考慮し、市民運動会の代替として家族単位で地区を巡るウオークラリーを開催する等、各地区の実情に応じた取り組みが始まっている。

市としては、この新型コロナウイルス感染症の状況下において、今後とも住民自治協議会へ最新の感染拡大防止策や、「新しい生活様式」に対応した他地区の活動事例など多面的な情報を提供するとともに、各住民自治協議会と対話を通じて相互に知恵を出し合い、住み良い地域社会の形成に向け

住民自治協議会との協働を進めていきたいと考えている。

今後、各地区の独自性や自主性に配慮しながら、中長期的視点で地域の担い手の育成や、「新しい生活様式」に対応した見直しなど、今後の都市内分権の方向性を考えていきたい。

なお、「地域の担い手の育成」に関して今後検討可能な例としては、各種会議等の IT 化によって、地域の若年層や女性が住民自治協議会の役員等として活躍する機会を増やしたり、住民自治協議会の活動への参画を促進するといったことが考えられる。また、「新しい生活様式」に関して今後検討可能な例としては、住民自治連絡協議会理事会の効率的な開催方法等に係る見直しや、必須・選択事務の見直し、住民自治協議会内での IT を活用した効率的な情報共有といったことが考えられる。

(3) 今後の都市内分権の方向性

全 32 地区の住民自治協議会が発足して 10 年が経過した現在において、今後の都市内分権の方向性としては、第三期都市内分権推進計画における基本理念を継承しつつ、人口減少化が進展する中で、住民自治協議会と情報共有しながら課題解決に取り組みつつ、都市内分権の担い手である住民自治協議会の活動を持続可能な住民活動として定着し、地域の共助を維持することを目指す。

これまで各住民自治協議会で形作ってきた実績や運営方法もあることから、平成 18 年 1 月に長野市都市内分権審議会から提示いただいた「都市内分権について」の答申に基づき、第一期から第三期までの長野市都市内分権推進計画において推進してきた「長野市版都市内分権」の大きな流れを継承する形で、持続可能な「都市内分権のあるべき姿」を提示し、地域は個々のあるべき姿を主体的に描いてもらえるよう、市が新たな次期計画を策定するのではなく、今後の「長野市版都市内分権」の方向性を大局的な視点から定めた基本的な方針を、令和 3 年度末までに策定していきたい。